

「岩手県立療育センター整備基本計画」の概要

I はじめに(整備基本計画の策定趣旨)

総合的な障がい児療育の拠点等として、新たなニーズに対応するために、県立療育センターの機能や体制を充実させることとし、移転改築整備の基本となる整備方針を示す「岩手県立療育センター整備基本計画」を策定

II 県立療育センターの概要(施設の目的及び沿革)

(1) 目的

治療、機能訓練、生活訓練、相談支援などを行い、障がい児・者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援

(2) 沿革

昭和 32 年「都南学園」として開設以降、平成 19 年「県立療育センター」として再編し、これまで県内の総合的な障がい児療育支援、肢体不自由者に対する障がい福祉サービスを提供

III 本県における障がい児・者の状況

1 障がい児の状況

- (1) 肢体不自由児は、470 人(H23)でありほぼ横ばいで推移し、このうち重度者(1級及び2級)は約 8 割
- (2) 知的障がい児・者は、1,891 人(H23)であり増加傾向で、このうち重度者(区分A)は約 4 割
- (3) 重症心身障がい児・者は、560 人、超重症児・者等は、106 人(平成 21 年7月県内調査)
- (4) 発達障がい児・者は、普通学級に通う公立小中学生のうち 6.5%に発達障がいの可能性(平成 23 年度文部科学省調査)

2 障がい者の状況

- (1) 肢体不自由者は、9,791 人(H23)であり減少傾向で、このうち重度者(1級及び2級)は約 4 割
- (2) 平成 19 年度において、回復期医療機関からの退院患者 1,246 人のうち、退院後も継続してリハビリテーションが必要とする見込まれる若壮年者 336 人(平成 20 年度調査)
- (3) 高次脳機能障がい者のうち障がい福祉サービス事業所等利用 73 人、市町村窓口相談利用 22 人、家族会利用 30 人(重複利用あり。平成 20~21 年調査)

IV 県立療育センターの現状と課題(その対応)

1 利用者の状況

(1) 障がい児支援部門

- ① 肢体不自由児施設における入所児は減少傾向、通園利用者は増加傾向、短期入所利用者は急増
- ② 外来患者は、20,178 人(H23)であり大幅に増加
- ③ 機能の回復に向けた訓練は、12,197 件(H23)であり、増加傾向
- ④ 重症心身障がい児・者通園利用者は、1,777 人(H23)であり、増加傾向
- ⑤ 発達障がい児・者の相談は、1,800 件(H23)と急増

(2) 障がい者支援部門

- ① 自立訓練(機能訓練)の利用率は 42.0%(H23)であり減少傾向
- ② 自立訓練(生活訓練)の利用率は H20 をピークに減少傾向となり 28.3%(H23)
- ③ 就労移行支援の利用率は H20 をピークに減少傾向となり 38.3%(H23)
- ④ 施設入所支援の利用率は 41.0%(H23)でありやや増加傾向

2 課題

(1) 障がい児支援部門

- ① 多様なニーズへの対応
 - 施設入所利用者が減少する一方、通園等の在宅福祉サービス利用者ニーズが増加
 - 超重症児等の受入など新たなニーズや増加する発達障がい児・者への支援
- ② 重症心身障がい児・者の受入や在宅児・者への連携した支援体制の構築
- ③ 県内の療育支援ネットワークの中核機関としての体制の確保
- ④ 大震災を踏まえた、超重症児等の受入体制整備、被災した市町村支援など新たな対応
- ⑤ 老朽化した施設・設備等への対応
- ⑥ 教育機関と連携した教育・医療・福祉の密接な連携による総合的な支援体制の構築

(2) 障がい者支援部門

- ① 施設・設備の老朽化等に対応し、十分なサービス提供のための整備が必要
- ② 専門的資格及び識見を有する職員の確保が必要
- ③ 関係機関との連携による利用者の円滑な引継ぎ及び潜在的ニーズの把握
- ④ 専門性の高い支援を担うための支援ノウハウの蓄積

3 移転改築整備の必要性

- ① 新たなニーズに対応するため、岩手医科大学附属病院や重症心身障害児施設等との密接な医療連携による高度小児医療提供体制等の構築が必要
- ② 回復期リハビリテーションを終了した若年身体障がい者や高次脳機能障がい者等に対する支援拠点としての役割をより一層果たすことが必要

- ① 施設機能や職員体制の充実強化
- ② 老朽化が著しい建物・設備の移転改築整備

「岩手県立療育センター整備基本計画」の概要

V 移転改築整備の基本方針

医療・福祉・教育が一体となったサービスの提供体制を実現するため、本県の障がい児療育拠点・社会リハビリテーション拠点としての役割を果たし、県内の障がい児・者、家族に対して、福祉施設、医療機関等と連携し、支援するための機能・体制を強化する。

なお、施設整備にあたっては、①障がい児療育や社会リハビリテーションの中核施設、②障がい児・者・家族等の視点に立った施設、③防災等の視点に立った安全な施設、④周辺環境に配慮した施設⑤経済的かつ効率的な施設であることを基本方針として整備する。

VI 移転改築整備の基本計画

1 整備機能の基本的な考え方

(1) 障がい児支援部門

- ① 岩手医科大学附属病院との連携による高度小児医療提供体制を構築
- ② 災害時における関係医療機関との連携による障がい児支援体制の構築
- ③ 県内の地域療育支援ネットワークの中核となって地域支援を支援する体制を確保
- ④ 医療・福祉・教育が連携した障がい児療育支援エリアの形成

(2) 障がい者支援部門

- ① 急性期・回復期医療機関から退院した肢体不自由者への在宅生活や就労に復帰するための機能訓練や職業訓練を提供
- ② 高次脳機能障がい等、高度に専門的なリハビリテーションを必要とする者への支援
- ③ いわてリハビリテーションセンター等を中心とした医療、福祉及び行政機関のネットワークへの参加

2 各部門の機能

(1) 障がい児支援部門

- ① 入所部門
 - ・ 肢体不自由児対応病床 定員 30 人(現定員 60 人)
 - ・ 重症心身障がい児対応病床 定員 20 人(新設)
 - ・ 一般病床 定員 10 人(新設)
- ② 診療部門
 - ・ 耳鼻咽喉科、眼科、リハビリテーション科を新設(6診療科⇒9診療科)
 - ※現在の診療科:小児科、整形外科、歯科、神経内科、泌尿器科、児童精神科
- ③ 在宅支援部門
 - ・ 医療型児童発達支援センター(旧:肢体不自由児通園)⇒定員 20 人(H23 定員 15 人)
 - ・ 児童発達支援事業(旧:重症心身障がい児・者通園)⇒定員 15 人(H23 定員 9 人)
 - ・ 障がい児・者短期入所・日中一時支援⇒定員5人(継続)
- ④ 相談支援部門
 - 支援体制を強化し、在宅の重症心身障がい児・者、発達障がい児・者への支援の継続
- ⑤ 特別支援学校との連携
 - 特別支援学校との一体的な整備による医療・福祉・教育の連携体制を構築
- ⑥ 重症心身障がい児・者の支援体制の構築
 - 関係機関との連携方法・役割を検討し、重症心身障がい児・者支援ネットワークを構築

(2) 障がい者支援部門(現行定員を維持)

※支援体制を強化し、提供するサービスの質の向上を図る

- ① 施設入所支援
 - ・ 施設入所支援 定員 30 人
- ② 日中活動支援
 - ・ 自立訓練(機能訓練) 定員 20 人
 - ・ 自立訓練(生活訓練) 定員 6 人
 - ・ 就労移行支援 定員 6 人

3 職員体制

超重症児等への対応や在宅支援の充実などのニーズに対応した新たな機能を実現するため必要とする医師や看護師等の確保を目指す

■必要な職員数については、平成 22 年9月1日現在の職員数 106 人に対して 62 人増の 168 人程度と見込む

4 施設規模

超重症児等の受入れなど新たなニーズへの対応や障がい者に対するサービス向上などの実現を目指し、そのために必要とする新しい機能を踏まえた施設規模とした

■現時点で想定する建物の総延床面積を、11,800 m²程度と見込む。(現施設の教育部門を除いた総延床面積 9,035 m²と比較して 2,774 m²の増)

5 移転施設整備地

(1) 基本的な考え方

- ① 濃厚な医療的ケアを必要とする超重症児等の受入の拡充などに対応できるよう、高度な小児医療の提供体制の構築に適する場所であること
- ② 医師等の診療応援を容易に受けられやすい場所であること
- 以上の主な要件を考慮し、岩手医科大学附属病院の移転敷地内に整備

(2) 敷地・用途地域等

- ① 所在地:矢巾町大字藤沢第1地割、第2地割
- ② 用途地域:第一種住居地域
- ③ 敷地面積:約 10,000 m²

6 整備スケジュール

※整備スケジュールは変更があり得る

項目	H24	H25	H26	H27	H28
基本計画	→				
基本・実施設計		→			
工事施工			→	→	→